

法第4条の手続きフロー

◆法第4条第1項の手続きにおいて、法第14条第1項の申請をすることもできます。

通常フロー

土地の形質の変更の着手予定日の30日前までに
(法第4条第1項)
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

- 届出書鑑(法様式第6)
- 添付図面(平面図・断面図)
- 土地所有者の形質変更への同意書
等

汚染のおそれあり

調査報告命令の7日前までに

← 弁明の機会の付与通知

弁明有 → 弁明書の提出

弁明無 → 弁明書の提出なし

又は 弁明が無い旨の表明

土地の形質の変更の着手予定日の前までに

← (法第4条第2項)調査報告命令

※改めて調査を実施する場合

土壤汚染状況調査の実施

(法第4条第2項)

土壤汚染状況調査結果報告書

- 報告書鑑(都独自様式)
- 調査結果

汚染あり(基準不適合土壤の判明)

要措置区域等の指定

法第14条適用フロー

土地の形質の変更の着手予定日の30日前までに
(法第4条第1項)
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

- 届出書鑑(法様式第6)
- 添付図面(平面図・断面図)
- 土地所有者の形質変更への同意書
等

汚染のおそれあり

(法第14条第1項)指定の申請書

※法第4条第1項と同時提出が原則です。

- 申請書鑑(法様式第11)
- 土地所有者等の指定の申請への合意書
- 調査結果

※申請に基づく調査結果は、法第4条第2項
に基づく調査結果と同一となります。

要措置区域等の指定

※ 法第14条の手続が適切になされない場合は、通常フローで手続を行うこととなります。

条例第117条及び法第14条が適用される場合の手続きフロー

条例第117条のフロー

土壌汚染対策法第14条のフロー

